

確認審査及び検査手数料（非課税、単位：円）

【建築物の基本手数料】

建築基準法第6条第1項第三号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの

建築基準法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物

(表-1)

床面積の合計(㎡)		確認審査	中間検査	完了検査	仮使用
～	30以下	25,000	25,000	25,000	30,000
30超	～ 100以下	35,000	40,000	40,000	45,000
100超	～ 200以下	45,000	55,000	55,000	60,000

建築基準法第6条第1項第二号に掲げる建築物

(木造建築物で地階を除く階数が2以下、かつ、延べ面積が300㎡以下であり、構造計算によらないものに限る)

(表-2)

床面積の合計(㎡)		確認審査	中間検査	完了検査	仮使用
～	30以下	30,000	30,000	40,000	50,000
30超	～ 100以下	40,000	50,000	60,000	70,000
100超	～ 200以下	55,000	65,000	65,000	80,000
200超	～ 300以下	80,000	80,000	90,000	100,000

上記以外の建築物

(表-3)

床面積の合計(㎡)		確認審査	中間検査	完了検査	仮使用
～	100以下	65,000	65,000	65,000	80,000
100超	～ 200以下	75,000	70,000	70,000	95,000
200超	～ 300以下	100,000	90,000	90,000	135,000
300超	～ 500以下	150,000	120,000	120,000	175,000
500超	～ 1,000以下	200,000	150,000	150,000	220,000
1,000超	～ 2,000以下	280,000	190,000	190,000	270,000
2,000超	～ 4,000以下	385,000	250,000	250,000	320,000
4,000超	～ 6,000以下	440,000	300,000	300,000	420,000
6,000超	～ 8,000以下	490,000	360,000	360,000	480,000
8,000超	～ 10,000以下	550,000	400,000	400,000	520,000
10,000超	～ 15,000以下	670,000	480,000	480,000	620,000
15,000超	～ 20,000以下	720,000	510,000	510,000	720,000
20,000超	～ 50,000以下	880,000	590,000	590,000	820,000
50,000超	～ 100,000以下	1,050,000	660,000	660,000	別途見積もり
100,000超	～	1,430,000	990,000	990,000	

【昇降機、小荷物専用昇降機(単独申請、建築物との同時申請にかかわらず1基毎)】

(表-A)

	確認審査	完了検査
小荷物専用昇降機(フロアタイプのみ)	15,000	25,000
エレベーター、エスカレーター、段差解消機(型式以外)	40,000	40,000
型式適合認定を受けたもの ^{※1}	25,000	25,000

※1 ホームエレベーター、小型エレベーター、段差解消機(型式適合)、いす式階段昇降機 等

【建築設備】

換気設備、排煙設備、非常用の照明設備

(表-B)

	確認審査	完了検査
建築設備の定期報告が必要な建築物で3,000㎡以内のもの	35,000	40,000
上記に加え、床面積が1,000㎡増える毎の加算手数料	5,000	5,000

【工作物】

(表-C)

	確認審査	完了検査
令第138条第1項に掲げるもの (煙突、鉄柱、広告塔、高架水槽、擁壁等)	高さ15m以下	30,000
	高さ15m超	50,000
令第138条第2項及び第3項に掲げるもの	35,000	40,000

※ 工事区域内に複数箇所又は複数種類の工作物がある場合は、各基毎に申請手数料を加算いたします

※ 令第138条第2項第二号及び第三号に掲げる工作物で、水平又は垂直投影面積が10㎡超又は高さ4m超のものは、水平又は垂直投影面積のいずれか大きい方の面積で表-3で手数料を算定いたします

※ 特殊な工作物(風力発電、遊戯施設等で回転または運転等を伴うもの等)は、構造安全審査の評定書(任意書式)を添付していただき、手数料については別途協議といたします

【確認審査及び検査加算手数料】

(別表-1)

No.		確認審査	完了検査、仮使用
1	省エネ基準適合の審査(仕様基準による評価)を確認申請で行う建築物	別表-2	別表-2
2	省エネ基準の適合性判断が同表No.1以外(省エネ適合性判定、設計住宅性能評価、長期優良住宅認定書、長期使用構造等の確認 等)	-	別表-3
3	天空率	※2	-
4	バリアフリー法(第14条にかかるもの)	20,000	30,000
5	避難安全検証法	30,000	60,000
6	耐火性能検証法	30,000	60,000
7	防火区画性能検証法	30,000	60,000
8	京都市高度地区内における建築物の環境性能に関する基準(住宅性能評価書等を提出する場合を除く)	弊社住宅性能評価規定に準ずる	弊社フラット35適合証明業務に準ずる
9	あらかじめの検討	別途見積もり	別途見積もり
10	構造審査(ルート2、ルート3)	別表-4	-
11	構造上の棟のうち構造計算を行った棟数が2以上(同表No.10を除く)	別表-4	-
12	小規模伝統的木造建築物等で構造設計一級建築士が設計又は確認したもの	別途見積もり	別途見積もり
13	特殊な構造計画、計算方法	別途見積もり	別途見積もり
	限界耐力計算(同表No.12を除く)		
	エネルギー法		
	免震建築物		
	その他、弊社が特殊な構造計画、計算方法と判断したもの		
14	特定天井(落下防止措置を含む)	別途見積もり	別途見積もり
15	がけ条例における構造検討	別途見積もり	別途見積もり
16	土砂災害特別警戒区域における構造検討	別途見積もり	別途見積もり
17	既存不適格調書	別途見積もり	別途見積もり
18	現況調査報告書	別途見積もり	別途見積もり
19	その他、弊社が必要と判断したもの	別途見積もり	別途見積もり

※2 斜線毎に算定し、確認審査基本手数料に0.1を乗じた金額とします(ただし、斜線毎に下限を5,000円とします)

<省エネ基準適合の審査(仕様基準による評価)を確認申請で行う建築物の加算手数料>

(別表-2)

用途、面積(m ²)	確認審査	完了検査、仮使用
一戸建ての住宅	20,000	5,000
共同住宅等 (一戸建ての住宅以外の住宅)	~ 2,000以下	15,000
	2,000超 ~ 5,000以下	20,000
	5,000超 ~	30,000

<省エネ基準適合の審査を確認申請で行っていない建築物の完了検査、仮使用認定加算手数料>

(別表-3)

棟毎の新築面積又は増改築部分の面積(m ²)	一戸建ての住宅	共同住宅等 (一戸建ての住宅以外の住宅)	左記以外(非住宅部分の評価方法で判断)	
			モデル建物法	標準入力法
~ 100以下	5,000	15,000	25,000	50,000
100超 ~ 200以下	10,000			
200超 ~ 300以下	15,000			
300超 ~ 1,000以下	別途見積もり	25,000	50,000	100,000
1,000超 ~ 4,000以下		50,000		
4,000超 ~ 8,000以下		80,000		
8,000超 ~		別途見積もり		

<構造審査加算手数料>

(別表-4)

構造上の棟毎の面積(m ²)	ルート2、ルート3	構造上の棟のうち構造計算を行った棟数 ^{※3} が2以上
~ 100以下	20,000	20,000円 × (構造上の棟のうち構造計算を行った棟数-1)
100超 ~ 300以下	30,000	
300超 ~ 1,000以下	60,000	
1,000超 ~ 4,000以下	80,000	
4,000超 ~ 10,000以下	100,000	
10,000超 ~	別途見積もり	

※3 ルート2、ルート3で構造計算を行った棟は除きます

【注意事項】

■ 共通事項

- ここに定めのない事項については、別途協議し定めることができるものとします
- 計画通知における手数料は、確認審査、検査手数料を準用いたします
- 弊社の責に負えない事由により確認及び検査の業務量が大幅に増した場合は、協議の上、別途割増手数料を請求することがあります
- 手数料を算定した際の合計額に1,000円未満の端数がある場合、その端数は切り捨てといたします(例：82,500円 → 82,000円)

■ 確認申請

- 確認審査基本手数料は原則として、確認申請書第三面【11.延べ面積】【イ.建築物全体】に記載の申請部分の面積をもとに算定いたします
- 同一棟増築の確認審査基本手数料は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算した面積をもとに算定いたします
- 用途変更、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替えの確認審査基本手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分(同一棟に限る)の床面積の1/2を加算した面積をもとに算定いたします
- 建築物の確認申請に昇降機の申請を含む場合は、建築物の確認審査基本手数料に表-Aに基づく昇降機の確認審査手数料を加算いたします
- 構造仕様規定のただし書きに基づき必要な構造計算による検討については、手数料算定に限り(表-2)における構造計算とみなすこととし、(表-3)により手数料を算定いたします
- 計画変更の確認審査基本手数料は原則として、当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2の面積をもとに算定いたしますが、床面積が増加する部分については、増加する床面積をもとに手数料を算定いたします
ただし、建築面積のみ変更となる場合は当該建築面積を床面積と読み替えることとし、面積に反映されない変更がある場合は、別途協議といたします
- 弊社で確認済証を交付していない場合の計画変更は、新規の確認申請とみなして手数料を算定いたします

■ 中間検査

- 中間検査手数料は原則として、中間検査対象面積をもとに算定いたします
- 工区を分けて受検する場合は、工区毎に中間検査申請及び中間検査手数料が必要となります
ただし、特定行政庁が定める場合はそれによります
- 弊社で確認済証を交付していない場合の中間検査手数料は、新規の確認申請とみなして確認審査基本手数料及び確認審査加算手数料を中間検査手数料に加算いたします
ただし、中間検査が複数工区にわたる場合や特定工程が複数ある場合は、初回時のみ当該審査手数料及び確認審査加算手数料を徴収いたします
- 中間検査の結果、再検査を要する場合の再検査手数料は当初の検査手数料と同額とします
ただし再検査範囲が限定的な場合は別途協議といたします

■ 完了検査

- 完了検査手数料は原則として、完了検査対象面積をもとに算定いたします
- 同一棟増築の完了検査手数料は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算した面積をもとに算定いたします
- 移転、大規模の修繕、大規模の模様替え、増築を伴う用途変更の完了検査手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分(同一棟に限る)の床面積の1/2を加算した面積をもとに算定いたします
- 京都市内において、棟別部分完了を受ける場合の完了検査手数料は、当該検査対象面積をもとに算定いたします
- 建築物の確認申請に昇降機の申請を含んでいる場合は、建築物の完了検査手数料に表-Aに基づく昇降機の完了検査手数料を加算いたします
- 弊社で確認済証を交付していない場合の完了検査手数料は、新規の確認申請とみなして確認審査基本手数料及び審査加算手数料を完了検査手数料に加算いたします
ただし、中間検査時又は仮使用認定時に当該審査手数料及び審査加算手数料を徴収している場合を除きます
- 申請に係る建築物の計画を変更したことによる追加説明書の審査手数料は、変更内容に応じて原則として、計画変更申請における手数料と同額といたします
ただし審査範囲が限定的な場合は別途協議とし、下限は30,000円といたします
- 完了検査又は追加説明書の審査の結果、再検査を要する場合の再検査手数料は当初の検査手数料と同額とします
ただし再検査範囲が限定的な場合は別途協議といたします
- 省エネ基準に関する検査が必要な建築物が複数棟ある場合は、棟毎に別表-2または別表-3に基づき検査手数料を加算いたします
ただし、省エネ計算書の添付が不要な場合は、別表-2または別表-3によらず加算手数料は棟毎に10,000円といたします
- 弊社にて設計住宅性能評価を活用し省エネ適判の審査手続きの合理化を図った又は省エネ適判を省略した建築物で、完了検査と建設住宅性能評価の検査を同時に行う場合は、別表-3による加算手数料は徴収いたしません
- 完了検査、仮使用認定直近の省エネに関する手続きを他の機関又は所管行政庁で受けている場合の別表-3による加算手数料は、別表-3の金額に3.0を乗じた金額とします
- 弊社で仮使用認定を受けた建築物の完了検査については原則、完了検査対象面積から仮使用対象面積を除いた面積をもとに完了検査手数料を算定いたします

■ 仮使用認定

1. 弊社で確認済証を交付していない場合の仮使用認定は、新規の確認申請とみなして確認審査基本手数料及び審査加算手数料を仮使用認定手数料に加算いたします
ただし、中間検査時に当該審査手数料及び審査加算手数料を徴収している場合を除きます
2. 仮使用認定の申請をする建築物に昇降機を含む場合は、表-Aに基づく昇降機の完了検査手数料を加算いたします

■ 経過措置

1. 令和7年3月31日以前に確認を受付した建築物のうち、令和7年4月1日以降に確認済証を交付するにあたり追加審査が必要となる建築物は、令和7年4月1日施行の手数料規定との差額を、原則として追加図書提出時に追徴いたします
2. 令和7年3月31日以前に確認済証を交付し令和7年4月1日以降に着工する建築物のうち、追加審査が必要となる場合は、以下の追加審査手数料を検査申請時に加算いたします
・仕様基準による省エネ基準の審査が必要な場合、令和7年4月1日施行の手数料規定(別表-2)の金額
・特定木造建築物に係る構造仕様規定の審査が必要な場合、20,000円
ただし、構造仕様規定に関し、構造計算による検討に変更される場合は、計画変更の手続きを行ってください
3. 令和7年3月31日以前に着工した旧法第6条第1項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの(構造計算によるものを除く)にあつては、令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に計画変更の本受付、各検査を実施する場合の手数料を下表から算定いたします

床面積の合計(m ²)		計画変更	中間検査	完了検査	仮使用
～	30以下	20,000	20,000	20,000	50,000
30超	～ 100以下	40,000	50,000	50,000	70,000
100超	～ 200以下	60,000	65,000	65,000	80,000
200超	～ 500以下	90,000	90,000	90,000	100,000

尚、計画変更の確認審査基本手数料は原則として、当該計画の変更に係る部分の床面積の1/2の面積をもとに算定いたしますが、床面積が増加する部分については、増加する床面積をもとに手数料を算定いたします
ただし、建築面積のみ変更となる場合は当該建築面積を床面積と読み替えることとし、面積に反映されない変更がある場合は、別途協議といたします

4. 上記を除き、令和7年3月31日以前に着工した建築物で、令和7年4月1日以降の手続きに係る手数料は、令和7年4月1日施行の手数料規定を適用いたします
ただし、工区途中の受検や、令和7年3月31日以前に受検した検査の再検査等については別途協議といたします